

第 17 号議案参考資料

議 案 名

桶川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正等に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

2 改正の内容

- (1) 利用乳幼児に対する食事の提供に当たり、家庭的保育事業所外において調理する場合における満たすべき要件として、栄養の観点からの指導を行う等必要な配慮を行う者に管理栄養士を加える。

（第 16 条関係）

- (2) 朝夕など利用乳幼児が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例として、保育士 2 人のうち 1 人を市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者に代えることができることとする。

（附則第 6 条関係）

- (3) 幼稚園教諭、小学校教諭等の普通免許状を有する者を保育士とみなすことができることとする。

（附則第 7 条関係）

- (4) 1 日につき 8 時間を超えて小規模保育事業所 A 型等を開所するため認可の最低基準を上回って配置される保育士について、市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者に代えることができることとする。

（附則第 8 条関係）

- (5) (3) 及び (4) の場合であっても、各時間帯において、保育士資格を有

する者を認可の最低基準で定める保育士数の 3 分の 2 以上配置しなければならないこととする。（附則第 9 条関係）

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日